

公益社団法人全国大学保健管理協会機関誌編集委員会規則

第1条 公益社団法人全国大学保健管理協会に定款第38条の規定に基づき機関誌編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 機関誌の基本方針に関すること。
- (2) 機関誌の編集及び刊行に関すること。
- (3) その他機関誌に関すること。

第3条 委員会は、各地方部会から推薦のあった理事又は評議員で組織する。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて代表理事が出席して、意見を述べることができる。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員長は委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員長の任期は、1年（7月に始まり翌年の6月に終わる。）とし、再任を妨げない。

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

第6条 委員会は、審議事項について、必要に応じ理事会に具申するものとする。

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この規則は、平成25年5月8日から施行する。